

ご加入の条件 (保険の対象となる方の条件)

- 会員銀行と金銭消費貸借契約を結ぶ住宅ローン債務者ご本人^{※1}のうち、融資実行日または保険加入承諾日のいずれか遅い日において満20歳以上50歳以下で、かつ健康である方です。
- 過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合があります。
- 一定の業務に従事することにより得られる収入^{※2}がある方が対象となります。
- 就業されていない方は、ご加入いただけません。

※1 連帯債務の場合は、当社に加入依頼書兼告知書を提出し、当社が加入を承諾した主たるローン債務者1名を被保険者とします。ただし、団体信用生命保険と付保割合を一致させる場合のみ、従たる債務者も被保険者の資格を有することができます。

※2 給与所得、事業所得または雑所得をいい、利子所得、配当所得、不動産所得等、就業障害となっても得られる収入は除きます。

- 本商品は一般社団法人全国地方銀行協会を契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 本商品の申込みの有無が、会員銀行とその他の取引に影響を与えることはありません。また、本商品への加入は融資の条件ではありません。
- 本商品は一般社団法人全国地方銀行協会を契約者とし所定の住宅ローンを借り入れた方を被保険者とする保険契約です。契約の当事者は、契約者である一般社団法人全国地方銀行協会および被保険者であるお客さまと契約を引き受ける保険会社になります。
- 本商品は預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また元本(払込保険料)の保証はありません。
- この保険契約を複数の保険会社による共同保険契約として取扱う場合、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。なお、引受保険会社および引受割合は、毎年7月1日に見直される可能性があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店にご確認ください。

保険手続き・保険商品内容に関するお問い合わせ先

■取扱代理店

秋田共立株式会社
〒010-0921 秋田県秋田市大町2-4-44

電話 **018-862-5807**

■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
秋田支店 法人支社
〒010-0921 秋田県秋田市大町3-3-15

電話 **018-862-4463**

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

このパンフレットは概要を説明したものです。なお、このパンフレットによる「当社」とは損害保険ジャパン日本興亜株式会社、株式会社損害保険ジャパンをさします。詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成26年9月1日から)
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111 受付時間 月～金/9:00～17:00(12月31日～1月3日、祝日・振替休日を除きます)
株式会社損害保険ジャパン(平成26年8月31日まで)
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03(3349)3111 受付時間 月～金/9:00～17:00(12月31日～1月3日、祝日・振替休日を除きます)

損害保険ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

8大W地A 2014年4月28日 SJNK14-01071

秋田銀行 住宅ローンをご利用のお客さまへ

平成26年6月

8大疾病補償付 債務返済支援保険

債務返済支援特約および特定疾病債務補償保険金支払特約セット団体長期障害所得補償保険



住宅ローン利用者専用

保険契約者
一般社団法人全国地方銀行協会

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成26年9月1日から)
株式会社損害保険ジャパン(平成26年8月31日まで)

特長

もしもに備える安心の **8大疾病補償付債務返済支援保険** をご案内します。

2つの補償でサポート



補償1

月額返済補償

月々のローン返済を
最長12か月サポート

病気やケガにより、いかなる業務にも従事できない状態(就業障害)が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合に、毎月のローン返済額を保険金[※]として最長12か月お支払いします。月額返済補償は、天災危険補償特約をセットしているため、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とした身体障害による就業障害が発生した場合も補償します。
※就業障害1か月につき平均月間返済予定額(ローン年間返済額(ボーナス返済分を含みます。)÷12か月の金額)をお支払いします。

補償2

残債一括補償

8大疾病による
住宅ローン残債額を一括補償

8大疾病による就業障害が、30日間の支払対象外期間を超え、さらに12か月間月額返済補償が継続した場合に、その時点のローン残債額(利息、遅延損害金を含みます。)を保険金としてお支払いします。

手続きは簡単な告知のみ

ご加入にあたって「医師の診査」は不要です。お客さまの告知のみでご加入いただけます。会員銀行で住宅ローンをお借り入れされる方のうち就業されている方がご加入いただけます。
(ご注意)告知の内容によりご加入いただけない場合があります。



がん
(上皮内がんを含みます)

8大疾病とは?

3大疾病と5つの生活習慣病を
合わせたものです。

3大疾病

急性心筋
こうそく

脳卒中

高血圧症

慢性
腎不全

5つの
生活習慣病

糖尿病

慢性
膵炎

肝硬変

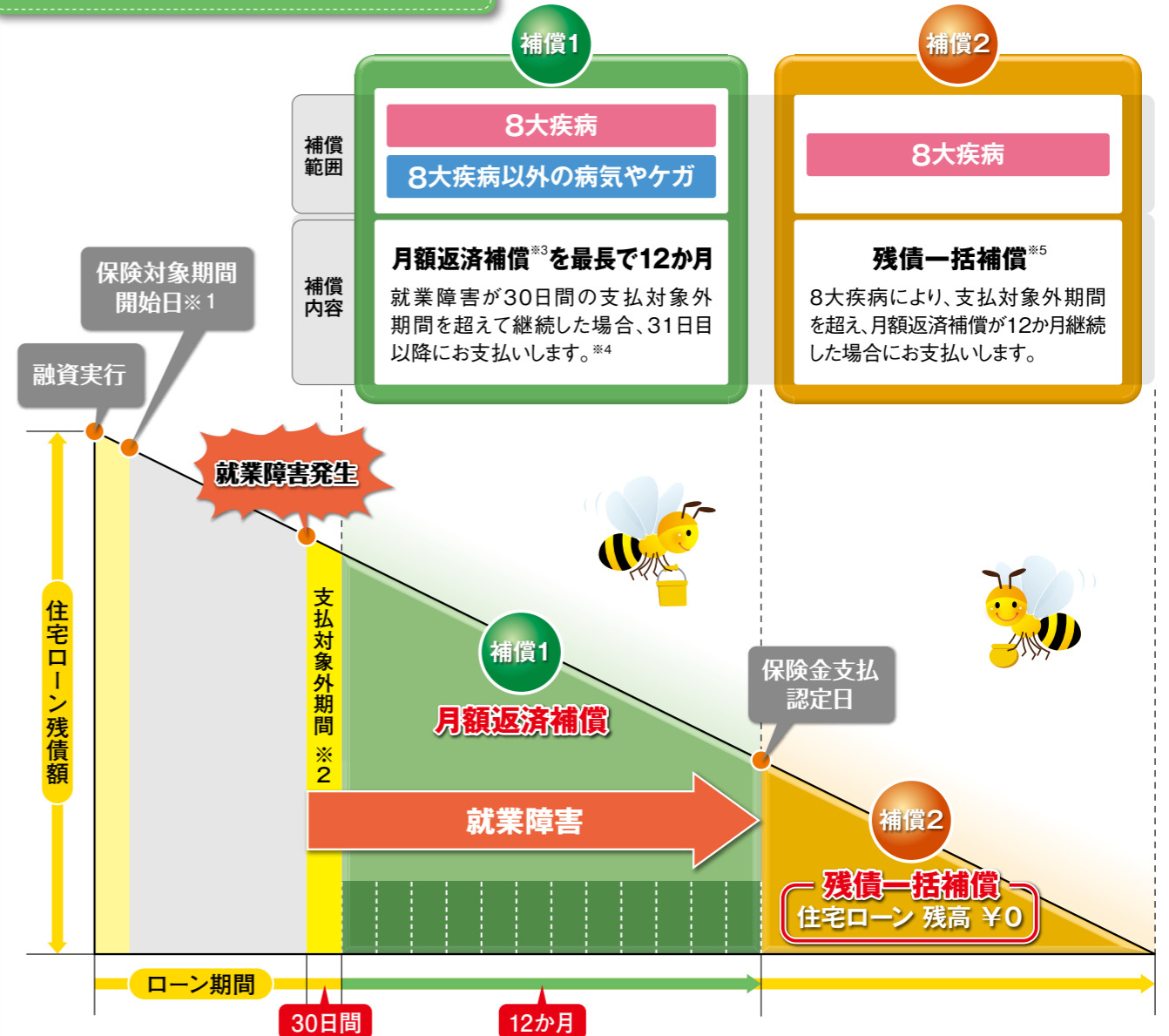
いかなる業務にも従事できない状態(就業障害)とは?

被保険者(ローン債務者)が身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態(就業障害)をいいます。具体的には入院していること、または医師の指示に基づき自宅療養していることを指します。

補償内容

働けなくなった場合、「医療費の支払い」や「給与所得の減少」により、住宅ローンの返済が大きな負担になることもあります。この商品は、「月額返済補償」と「残債一括補償」の2つの補償により住宅ローンの返済をサポートします。

お借入れから補償までのご説明



- ※1 保険対象期間開始日は、融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日からとなります。ただし、「残債一括補償」の「がん」に対する保険責任は、保険対象期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。
 - ※2 支払対象外期間は、就業障害発生日から30日間をいい、この期間は保険金のお支払い対象となりません。
 - ※3 就業障害1か月につき、平均月間返済予定額[ローン年間返済額(ボーナス返済分を含みます。)÷12か月の金額]をお支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。
 - ※4 8大疾病以外の病気やケガには、精神病性障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害等、お支払いの対象とならない病気やケガがあります。
 - ※5 月額返済補償の対象期間(最長12か月間)の満了日(保険金支払認定日)におけるローン残高(未償還元本残高)および保険金支払日までの利息、遅延損害金をお支払いします。ただし、1億円を限度とします。
- (ご注意)
・保険対象期間の開始時より前に発病した病気またはケガを原因とする就業障害については、保険金をお支払いできません。ただし、保険対象期間の開始時からその日を含めて12か月を経過した後に就業障害が生じた場合は、その就業障害に対しては保険金をお支払いします。
・この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

ご加入の流れ・よくあるご質問



ご加入の流れ

STEP 1

1

この「パンフレット」と「重要事項等説明書」に記載している内容をご確認ください。

STEP 2

2

ローン申込の関係書類とともに「加入依頼書兼告知書」を記載例を参考に記入しご提出ください。

STEP 3

3

「加入依頼書兼告知書」の告知事項欄への記入内容により、ご加入の可否を決定いたします。

(ご注意)

・当社または取扱代理店は、告知受領権を有しています。
 ・ご加入の際には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入後

万が一「就業障害状態」となられた場合は、取扱代理店もしくは当社までご連絡ください。

よくあるご質問

Q & A

Q

保険金の受取人は誰ですか？

A

「月額返済補償」部分はお客さまとなります。「残債一括補償」部分は住宅ローンをご利用の会員銀行となり、ローン返済に充当されます。

Q

保険金を受け取っている期間中に失業した場合、保険金の支払いはどうなりますか？

A

就業障害が発生した時点で就業されていれば、その後失業されても就業障害の状態が続くかぎり保険金のお支払いは継続されます。

Q

定年退職により所得がなくなった場合、保険は引き続き加入できますか？

A

保険金支払対象事由以外で、今後いかなる業務にも従事する見込みがなくなったときには、脱退のお手続きが必要となります。取扱代理店までお知らせください。

Q

就業障害が発生し、30日以内に治った場合は保険金は支払われますか？

A

本保険の補償の対象となるのは、30日を超えて就業障害が継続したケースにかぎられるため、保険金はお支払いできません。

Q

連帯債務の場合は、複数名で加入できますか？

A

連帯債務の場合は、当社が加入を承諾した主たるローン債務者1名を被保険者とします。ただし、団体信用生命保険と付保割合を一致させる場合のみ、従たる債務者も被保険者の資格を有することができます。

保険の概要

正式名称	債務返済支援特約および特定疾病債務補償保険金支払特約セット団体長期障害所得補償保険
保険対象期間	融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日*の属する月の翌月1日のいずれか遅い日から、ローン完済日の属する月の初日または満81歳到達日の属する月の初日のいずれか早い日までとし、特段のお申し出のないかぎり自動的に継続します。なお、「残債一括補償」の「がん」に対する保険責任は、保険対象期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。 ※本保険のご加入手続きが完了し、当社が契約の引受を承諾した日をいいます。
被保険者(保険の対象となる方)	くわしくは、パンフレットの裏面をご確認ください。
脱退事由	次の事由に該当する場合は、この保険から脱退となります。 ①債務を約定完済したとき、債務を繰上完済、代位完済、または団体信用生命保険の弁済で完済したとき ②金銭消費貸借契約が取消、解除されたとき ③被保険者の希望により保険から脱退したとき ④被保険者の年齢が満81歳に到達したとき ⑤被保険者が保険対象期間の初日からその日を含めて90日を経過した日までの間に「がん」と診断確定されていたとき
失効事由	次の事由に該当した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約はその効力を失います。 ①死亡した場合 ②この保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、または、従事できなくなった場合 (ご注意) 支払いの対象となる就業障害が発生した時点で、過去12か月間に所得が無い場合は、保険金支払の対象とならないためご注意ください。また、保険金支払対象事由以外で、今後いかなる業務にも従事する見込みがなくなったときは、脱退の手続きが必要となります。
保険金のお支払い方法	保険会社よりお支払いする保険金は、就業障害終了後に一括して、もしくは就業障害が継続している期間中に1か月単位でお支払いすることも可能です。なお、保険金請求の際、都度診断書等の保険金請求書類一式が必要となり、取り付けにかかる費用はお客さまのご負担となります。なお、被保険者が受け取る月額返済補償の保険金は、全額非課税となります。 (ご注意) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご家族の方が代理人として保険金を請求できることがありますので、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。
保険金をお支払いする場合	■月額返済補償 被保険者が日本国内または国外において、保険対象期間中に身体障害(精神病性障害等を除く病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合にお支払いします。 ■残債一括補償 被保険者が日本国内または国外において、保険対象期間中に8大疾病*を被り、その直接の結果として就業障害となった場合で、30日間の支払対象外期間を超えてさらに12か月就業障害を継続していたときに、保険金をお支払いします。 ※重要事項等説明書の契約概要に記載の＜特定疾病の定義＞をご確認ください。
お支払いする保険金	■月額返済補償 就業障害1か月につき、平均月間返済予定額(ローン年間返済額(ボーナス返済分を含みます。)÷12か月の金額)をお支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。 ■残債一括補償 月額返済補償の対象期間(最長12か月間)の満了日(保険金支払認定日)におけるローン残高(未償還元本残高)および保険金支払日までの利息、遅延損害金をお支払いします。ただし、1億円を限度とします。 (ご注意) 「残債一括補償」の「がん」については、被保険者ごとの保険対象期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降に診断確定された場合にかぎり保険金をお支払いします。なお、「月額返済補償」については、被保険者ごとの保険対象期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日までに診断確定された「がん」についても保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療目的で医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*1を除きます。)*および核燃料物質等によるもの ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*2のないもの ⑦精神病性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転 ⑨他覚的症候(発熱等)のない感染 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
重大事由による解除等	保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 株式会社損害保険ジャパン* *損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。
保険会社破綻時の取扱い	引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。